

地方独立行政法人宮城県立こども病院公的研究費等不正使用調査細則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人宮城県立こども病院公的研究費等取扱い要綱（以下「要綱」という。）第25条の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）における公的研究費等の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義の準用)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、規程第2条を準用する。

(不正使用に関する通報)

第3条 要綱第13条第2項の規定により設置するものとされている通報窓口は、総務課に置く。

- 2 不正使用（不正使用の疑いを含む。以下この条から第6条までにおいて同じ。）があると思料する者は、前項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。
- 3 総務課及びコンプライアンス推進責任者が、自らの職務において不正使用を知り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。
- 4 通報窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の態様及び内容が明示された、公的研究費等に係る申立書を受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。
- 5 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は行わないものとする。

(報告等)

第4条 通報窓口不正使用に関する通報があったときは、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、関連する所属長に予備調査を行わせることができるものとする。
- 3 関連する所属長は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を関係機関に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

(調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、前条第5項において調査の実施を決定したときは、公的研究費等の不正使用に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、委員会に委員長を置き、第1号の委員をもって充てる。

(1) 統括管理責任者

(2) 委員長が指名する研究者 若干名

(3) 総務課のうちから委員長が指名する者 若干名

(4) 外部の弁護士又は公認会計士等 若干名（ただし、法人及び告発者、被告発者と直接の利害関係者を除く）

(5) その他委員長が必要と認めた者 若干名

3 第2項第2号から第5号までの委員は、委員長が委嘱する。

(守秘義務)

第6条 委員会の構成員その他本規則に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第7条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等（以下「不正使用の有無等」という。）について調査するものとする。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。

3 委員会は、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

4 委員会は、関連する所属長に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

5 委員会は、必要に応じて対象研究者等に対し、調査対象制度の公的研究費等の使用停止を命ずることができる。

6 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。

7 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象研究者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査中における一時停止措置)

第8条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査の対象となる被通報者の研究費の支出停止等必要な措置を

一時的に講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、配分機関等から被通報者の当該研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、配分機関等の指示に従い必要な措置を講じる。

(研究費の使用中止)

第9条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為に該当する旨の認定がなされた場合は、研究活動における不正行為に関与した者に対して直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

- 2 前項に規定するほか、研究活動における不正行為に関与した者と直ちに認定されないが、研究活動における不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対しても、研究活動における不正行為に関与した者と同様に当該研究費の使用中止を命ずる。

(調査への協力等)

第10条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。

- 2 退職後においても前項と同様に取り扱うものとする。

(意見聴取)

第11条 委員会は、不正使用の有無等の認定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

- 2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から原則として14日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、意見の提出期間を延長できるものとする。
- 3 前項の場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は、意見の提出期間を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことができる。

(認定)

第12条 委員会は、調査の結果に基づき不正使用の有無等について認定を行い、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、対象研究者等に対し、調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第13条 対象研究者等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、不服申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。
- 3 前項の再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果を最

高管理責任者に報告するものとする。

- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する決定を行い、その結果を不服申立てした者及び委員会に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて不服申立てをした者及び委員会に通知するものとする。
- 6 不服申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度不服申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第14条 委員会の委員長は、第10条による調査結果の通知後、対象研究者等から不服申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第2項による不服申立てに対し、同条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(一時停止措置の解除等)

第15条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為に該当しない旨の認定がなされた場合は、調査の対象とした研究費の支出停止等の措置を速やかに解除するものとする。ただし、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

2 最高管理責任者は、研究活動における不正行為に該当しない旨の認定がなされた場合は、当該事案が研究活動における不正行為に該当しない旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、当該事案が調査関係者以外に漏洩しているときは、調査関係者以外にも同様に周知する。

3 前2項に規定するもののほか、最高管理責任者は、研究活動における不正行為に該当しない旨認定された者に対して、同人の名誉を回復するために必要な措置及び同人に不利益を生じさせないために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、研究活動における不正行為に該当しない旨の認定がなされた場合で、調査を通じて通報が悪意によるものであることが判明し、悪意による通報等の認定がなされた場合、次の各号により対処するものとする。

(1) 通報者が法人に所属する者である場合、法人規程に基づき、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を公表するものとする。

(2) 通報者が法人以外の機関に所属する者である場合 当該者の所属する機関に対して適切な処置を行うように求めるものとする。

(措置)

第16条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象研究者等、関連する所属長等に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費等の管理監査体制の状況、再発防止策、関係者の処分方針等必要事項を加えて報告書を提出しなければならない。

2 最高管理責任者は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を

関係機関に提出しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。
- 4 前3項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、関係機関からの当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。
- 6 最高管理責任者は、前各項による報告又は調査等の結果、当該関係機関から不正使用に係る公的研究費等の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。
- 7 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 8 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

- 第17条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。
- 2 最高管理責任者は、調査事案が外部に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(委員会の事務)

- 第18条 委員会に関する事務は、臨床研究推進室及び総務課で行う。

(雑則)

- 第19条 この規則に定めるもののほか、公的研究費等の不正使用に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。